

---

平成29年 第1回(定例) 日 出 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成29年 3月17日 (金曜日)

---

議事日程 (第4号)

平成29年 3月17日 午前10時00分開議

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

追加日程第1 発委第1号 日出町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第2 発委第2号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分  
指定事項について

追加議案に対する趣旨説明

質疑

討論

採決

追加日程第1 常任委員会委員長及び副委員長の互選について

追加日程第2 特別委員会委員長及び副委員長の互選について

追加日程第3 議会運営委員会委員の辞任について

追加日程第4 議会運営委員会委員の選任について

閉会の宣告

---

本日の会議に付した事件

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

追加日程第1 発委第1号 日出町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第2 発委第2号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分

指定事項について

追加議案に対する趣旨説明

質疑

討論

採決

追加日程第1 常任委員会委員長及び副委員長の互選について

追加日程第2 特別委員会委員長及び副委員長の互選について

追加日程第3 議会運営委員会委員の辞任について

追加日程第4 議会運営委員会委員の選任について

閉会の宣告

---

出席議員（16名）

1番	衛藤 清隆君	2番	岡山 栄蔵君
3番	阿部 真二君	4番	上野 満君
5番	金元 正生君	6番	川西 求一君
7番	岩尾 幸六君	8番	土田 亮治君
9番	池田 淳子君	10番	工藤 健次君
11番	安部 三郎君	12番	森 昭人君
13番	佐藤 隆信君	14番	熊谷 健作君
15番	佐藤 二郎君	16番	白水 昭義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 小野裕一郎君 係長 河野 匡位君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 本田 博文君 副町長 …………… 今宮 禮二君  
教育長 …………… 堀 仁一郎君 会計管理者兼会計課長 …… 堀 雅之君  
総務課長 …………… 井川 功一君 財政課長 …………… 脇 英訓君

政策推進課長	……………	大塚 一路君	契約検査室長	……………	佐藤 義人君
税務課長	……………	岡野 修二君	住民課長	……………	佐藤久美子君
福祉対策課長	……………	原田 秀正君	健康増進課長	……………	利光 隆男君
生活環境課長	……………	岩尾 修一君	商工観光課長	……………	藤原 寛君
農林水産課長	……………	野上 悟君	都市建設課長	……………	川野 敏治君
上下水道課長	……………	松本 義明君	教育委員会教育総務課長	…	藤本 英示君
教育委員会学校教育課長	…	浅野 邦広君	生涯学習課長	……………	佐藤 寛爾君
文化振興室長	……………	工藤 智弘君	監査事務局長	……………	阿部 孝君
総務課課長補佐	……………	帯刀 志朗君	財政課課長補佐	……………	白水 順一君

---

午前10時00分開議

○議長（白水 昭義君） 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、22日間にわたり、慎重に御審議をいただきましたが、心からお礼を申し上げます。

---

**開議の宣告**

○議長（白水 昭義君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程により、行います。

---

**委員長報告**

○議長（白水 昭義君） これより委員長報告を行います。

今期定例会で、それぞれの所管の委員会に付託された議案並びに事業等について、各委員会における審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 森昭人君。12番。

○総務産業常任委員長（森 昭人君） それでは御報告申し上げます。

総務産業常任委員会は、会期日程に従い、3月9日委員会を開催し、当委員会に付託されました議案16件を審査いたしましたので、その内容と可否について、御報告をいたします。

まず、議案第17号日出町特別職の職員で常勤の者の退職手当の額の算定に用いる給与月額の特例に関する条例の制定についてであります。

退職手当支給に関する事務は、日出町を含む7市町村と6一部事務組合で構成する大分県退職手当組合で共同処理していますが、組合の支給条例第7条に規定する特別職で常勤の者の退職手当の額を算出するためのそのものの給料月額を通常の日出町特別職の職員で常勤の者の給与に関

する条例に規定する給料月額から10分の10に相当する額を減じた額にすることにより、任期の初日が平成28年9月5日である町長の職にある者、並びにその者の任期中に任期が始まる副町長及び教育長の職にある者に限り退職手当を支給しないこととするため、条例を制定するものであります。

審査の結果、全会一致で可決であります。

なお、5年ごとの期間で推計される組合団体の負担金は、現在平成31年度までの拠出額が確定しているため、退職金支給の効果は平成32年度以降に反映されるということになります。

次に、議案第18号日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。

地方公共団体は、一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、条例で定めるところにより任期付職員を採用することができることから、専門的な知識経験等を有する者、時限的な職として一定の期間について業務に従事させる者、繁忙時や部分休業を取得する職員の業務の代替などとして短時間勤務する者を任期を定めた上で、職員、短時間勤務職員として採用し、公務を能率的に運営するものであります。

また、あわせて、高度の専門的知識経験等を有する者とされる特定任期付職員については、給料を別に定め、その他の任期付職員については、常勤職員と同様の給料表を適用し、手当等も同時に支給するものとし、任期付短時間勤務職員以外は常勤職員として定数条例上の定数内の職員として扱うものであります。

審査の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第20号日出町税条例の一部改正については、平成30年度から個人の町民税及び固定資産税における前納報奨金を廃止、また、固定資産税の第1期納期を納期変更し、5月1日から同月31日までに改め、あわせて、平成29年度から軽自動車税の納期を5月1日から同月31日に変更するものであります。

審査の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第21号日出町税条例の一部改正については、地方税法等の改正に伴い、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の2年間の延長。法人住民税の法人税割の税率引き下げの施行期日の変更。平成28年度分に限り適応されていた軽自動車税グリーン化特例の1年間延長。軽自動車税の環境性能割の導入時期変更により施行時期を変更するものであり、審査の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第22号職員の給与等に関する条例等の一部改正についてであります。

これは人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に基づき、また、大分県等の給与改定の事情を考慮して、職員の扶養手当を見直し、並びに職員及び特別職の給料月額を期限を限って減額するため、職員の給与に関する条例等を一部改正する条例を定めるものであります。

まず、職員の給与に関する条例の一部改正において、扶養手当の支給額を配偶者1万3千円から6,500円、子6千円から1万円に改正をする。

また、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における給料の特例において、職員の給料減額率を1から3級1.5%、4から7級3.5%に規定をする。

また、日出町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正において、町長、副町長、教育長の給料減額の規定を平成29年度末まで延長することを規定するものであります。

また、扶養手当の改正については、受給者の影響を少なくするため、29年度から31年度までの間、段階的に実施をすることを附則で定めるものであります。

審査の結果、賛成多数で可決であります。

次に、議案第23号日出町普通河川取締条例の一部改正については、存在しない旧三公社の特例を削除し、あわせて字句等の整理をするものであり、全会一致で可決であります。

次に、議案第24号日出町使用料条例の一部改正については、行政財産の目的外使用について、電柱等の使用料、また、徴収基準に係る項目を改正するものであり、全会一致で可決であります。

次に、議案第25号日出町職員定数条例の一部改正については、派遣中、休職中及び配偶者同行休業や育児休業など、休業中の職員を定数外とするために条例を改正するものであります。ちなみに、現行の職員定数は247人で、目標定数212人に対し、現職員数は209人であります。

次に、議案第27号日出町都市公園条例の一部改正については、糸ヶ浜パークゴルフ場の完成に伴い使用料を定めるとともに、将来的に糸ヶ浜海浜公園の施設管理を指定管理者に管理させることができるよう条例の一部を改正するものであります。

全会一致で可決であります。

次に、議案第28号職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、適用条件や勤務体系、部分休業の承認時間等を改正するものであり、審査の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第29号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、日本政策金融公庫法の施行及び児童福祉法等の一部を改正する法律により、所要の条例を整備するものであり、審査の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第30号日出町行政組織条例の一部改正については、現在の福祉対策課の事務分掌を二分し、地域福祉係と生涯福祉係を擁する福祉対策課と新たに子育て支援係と母子保健係を擁する子育て支援課を創設するものであり、審査の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第32号日出町まちづくり基金条例の一部改正については、基金に充当できる事業において、25年度終了した地域通貨の流通と普及促進を図るための事業を削除し、教育振興の

充実、教育施設の整備及び子育て支援を行うための事業を追加するものであり、あわせて、残高が枯渇する日出町教育振興基金条例を廃止し、まちづくり基金に統合するものであります。全会一致で可決であります。

次に、議案第34号日出町水道事業及び日出町簡易水道事業等の統合を図るための日出町簡易水道事業の設置に関する条例等の廃止等については、今定例会初日に閉会中の審査報告で、これまでの取り組みや今後の計画、工事費、料金体系など御報告をいたしました。簡易水道事業を廃止し、水道事業に統合するために所要の改正を行うものであります。全会一致で可決であります。

次に、議案第35号第5次日出町総合計画については、第5次日出町総合計画を定めることについて、日出町議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求めるものであります。全会一致で可決であります。

これまで策定に携わった審議会、策定委員会、一般町民の方々、そして、担当した政策推進課の職員の皆さんに心から敬意を表するところでありますが、今総合計画は、日出町の平成28年度から37年度までの10年間におけるまちづくりに関する最上位計画として基本構想に、住むことに喜びを感じる町、安心して暮らせて活力が実感できる町を町の将来像に、7つの基本政策と重要プロジェクトを掲げ、それを実現するために必要な方針や施策を基本計画として示すものであります。

素案の提案から1年間審議をしまいましたが、町民アンケートの意見や要望、そして、今回審議会の答申に上げられました要望等については、これまで委員会で指摘をしてきた内容であります。少子高齢化や財政難、大災害の懸念など、日出町を取り巻く環境は今後10年大変厳しいことが予想されますが、町の将来像実現に向け、計画を真摯に実行していただきたいと考えております。

また、この後、本会議で採決ということになりますが、議会基本条例の議決事項とした趣旨を十分踏まえ、可決に至れば、異体同心で、議会としてのその責任を十分果たさなければならないとも、考えております。

最後に、議案第36号町道の認定については、宅地造成や国道10号線拡幅、暘谷駅自由通路等、新規に6路線の町道認定を道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものであり、審査の結果、全会一致で可決であります。

続いて、所管事務調査を1点だけ、御報告をさせていただきます。

税務課であります。昨年の12月定例会本会議の初日と最終日の委員長報告で御報告をさせていただきましたが、固定資産税における土地の課税地積について、日出町では、地籍調査で面積がふえても、未調査地区との税負担の均衡を考慮し、増税しない例外的な取り扱いである特例

課税をこれまで実施していますが、調査がある程度進んだ現在、課税の適正化や公正性、また、正確でわかりやすい課税の観点から、固定資産税の課税における課題や問題点が顕著になってきているということで、その詳細な内容を説明いたしまして、また、地籍調査の成果を反映させる成果課税を実施した場合の影響についても、税務課の調査結果を報告をこれまでいたしました。そして、成果課税の実施において、議会や対象となる町民の方々に理解を得るためには、まず地籍調査事業について、町長を交え、関係各課とも横断的に協議し、早期完了に向けた人員配置や予算措置、今後の計画を明らかにすべきであると要請をいたしました。

その後、人材確保や二項委託の導入を検討し、地籍調査完了までの計画を5年短縮、今後15年間で完了を目指す農林水産課長から強い決意で報告がありましたことは、今定例会初日に議員皆様に詳細も含めて御報告をしたところであります。

そして、今委員会では、正式に税務課から平成30年度から成果課税を実施したく、データ確認や電算処理等を早速準備にかかりたい旨の報告がありました。今後丁寧な広報を行い、影響の大きな関係法人の説明会や投票所単位での各地区説明会を実施するということになります。

また、4月に送付する納付書に成果課税の説明を折り込みたいと要請がありましたが、実施ありきの出発では容認できないと慎重論があり、確かに周知としては手っ取り早い手段であります。日出町税制の大転換であることから、ワンペーパーで趣旨説明程度では、逆に大きな混乱を招く可能性があるため、ここは、私委員長として、4月の納付書添付には強く反対をし、町民の方々への親切丁寧な広報、周知説明を要請するものであります。

また、この件につきましては、以前から申し上げておりますとおりに、議決事案ではないため、今回委員の皆さんに可否は問いませんでした。委員会としては、今後、この情報を知った関係する町民の方々の反応や各地区説明会の状況を注視し、対応をしていくことになると考えております。

最後に、当委員会は、閉会中、大神海岸線地域を含めた観光産業振興について、また、各課の所管事務調査を実施をいたしたいので、議会の承認をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、総務産業常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（白水 昭義君） 福祉文教常任委員会委員長 金元正生君。5番。

○福祉文教常任委員長（金元 正生君） それでは、福祉文教常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、会期日程に従いまして、委員全員出席のもと、町長、教育長、所管各課の課長の出席を求め、3月9日に委員会を開催いたしました。

当委員会に付託されました議案4件の審査結果と所管委員会の報告事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、議案第19号日出町奨学金支給条例の制定については、高等学校等に新たに就学する者

で、一定の要件を満たす者に対して奨学金を支給するものであります。

次に、議案第26号日出町文化財保護条例の一部改正については、文化財保護法の改正に伴い、条例を整備するものであります。

次に、議案第31号日出町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、子ども医療費の対象を拡大しようとするものであります。

議案第33号日出町歴史資料館の設置及び管理に関する条例及び日出町帆足萬里記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、歴史資料館及び日出町帆足萬里記念館の位置を修正するものであります。

以上、5議案ともに全会一致で可決であります。

続きまして、所管各課の報告事項についてでございます。

まず、住民課からの報告として、年度末に転入転出が多いことから、3月26日の日曜日に初めての試みである窓口の臨時開庁を行うということで、住民課の戸籍住民係のほか、子育て支援係、健康増進課の国保医療係、介護保険係、上下水道課において、1日開庁の実施をするとのことで、住民課としては、転入転出を考慮して、周知については、現在ホームページと町報、また、近隣市町村にも臨時開庁の実施を伝えているということでございます。

以上、3課5係におきましては、手続きができるという内容の報告を受け、委員から、臨時開庁の予定は1日だけなのかという質問に、今年度については、1日しか予定はしていないが、当初は4月1日、2日を検討していたが、議案第30号にある組織条例の一部改正により、子育て支援課が新設された場合、子育て係の手続の対応が困難であるため、3月26日の1日としたと。

また、今後につきましては、今回の状況や情報を考慮して、検討するとの答弁でございました。

次に、福祉対策課より、議案第31号日出町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の変更について。2条では、これまで、保険給付の助成対象が未就学児にかかわる入院及び通院並びに小中学生にかかわる入院となっていたものを、未就学児及び小中学生にかかわる入院及び通院と改めることで、新たに小中学生の通院を助成対象とした。

また、第3条では、助成の対象外として、日出町重度障害者医療費の支給に関する条例、日出町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例、そのほか法令、または条例の規定に基づく医療費の助成等を受けている場合は、その助成等の範囲において助成の対象としないこととしたと。

また、第4条第1項で、助成対象者は、通院1回につき500円とし、500円を満たないときは、その額を自己負担として、医療機関等に、保険医療機関等に支払わなければならないこととしたと。

2項では、未就学児が保険医療機関等において保険給付受けるとき、小中学生が保険医療機関等において医療を担当する医師または歯科医師から交付された処方箋により保険薬局から薬剤の

支給を受けるとき、小中学生が同一の保険医療機関等において受けた通院に対する保険給付が診療報酬請求ごとに月当たり4回を越えるときは、一部自己負担金の支払いを要しないとしたということであります。

次に、機構改革についてでございます。

これまで福祉対策課内において、4係で実施していたものを4月1日から、子育て支援課と福祉対策課の2課に分割して、より効率的に子育て支援の充実を図りたいと考えているとの報告を受け、委員から、子ども医療費の拡充は近隣に比べて先進的な取り組みなのかという問いに、日出町と同様に県の助成に上乘せして実施している市町村は、日出町を除いて9市町村という状況であると。また、子育て支援課ができることで、新たに予算を追加するのかという問いには、今審議いただいている平成29年度予算どおり、福祉対策課予算は各係が行う事業ごとに分けているため、子育て支援課において子育て支援の業務、母子保健の業務、福祉対策課においては、障がい福祉の業務と地域福祉の業務をそれぞれ実施するということでございます。

また、幼稚園の業務についての具体的な業務分担についての質問に対して、1号認定は、これまで教育委員会が行っていたが、子育て支援課で行い、その他の業務については徐々に移行する予定であるとのことでございます。

また、具体的なレイアウトは決まっているのかという問いには、現在の福祉対策課の場所に子育て支援課、上下水道課の南側部分を福祉対策課と考えているとのことでありました。

また、委員から、健康増進課と福祉対策課が離れすぎていると。ほか、関連部署も含めて連携効率を考慮したレイアウトの検討をしたほうがよいのではないかという意見が出されております。

次に、健康増進課からは、後期高齢者保険料の特別徴収分の県下の状況についての説明を受けております。

内容としては、後期高齢者の徴収方法別の割合は普通徴収が34.58%、特別徴収が65.42%となっている。特別徴収の割合は県下で上位から14番目になっており、都市部ほど特別徴収の割合が低い傾向であると。また、年金の年額が18万円以上の場合には、特別徴収となり、介護保険料と合わせて、保険料額が年金額の2分の1を超える場合は対象とならない。また、特別徴収の方が普通徴収に変更することは可能であるが、あくまで、これは口座振替とすることが前提であるということでございます。

次に、日出町国民健康保険税条例の一部改正については、本会議で上程する予定であったが、国の地方税法施行令の改正が3月末となるため、専決させていただき、次回の議会において承認していただきたい旨の報告がございました。

また、昨年12月に平成29年度、税制改正大綱が閣議決定され、平成26年度から4年連続の軽減措置の拡充となっている。ただし、課税限度額の引き上げについては、平成30年度から

国民健康保険の広域化を見て、1年間検討するという事になったため、引き上げを行わないことになり、軽減措置については、世帯主の所得及び世帯に属する被保険者の合計額に応じて、国税の均等割と平等割を軽減する制度となっていると。一定割合につきましては、7割、5割、2割の3種類となっており、低所得者対策となっているとのことでございます。

平成29年度は、基準額が5割軽減で5千円の引き上げ、2割軽減で1万円の引き上げに変更された。また、平成28年度本算定時の軽減対象は、世帯数で55.4%、被保険者数で53.6%が何らかの軽減措置を受けていると。平成29年度は、5割、2割の軽減を受ける方がふえると予測されるとの報告を受けております。

続いて、会計課からは、2月9日、10日に指定金融機関と収納代理機関の定期検査を行い、2月17日付で、各機関に検査結果を通知した。あわせて、監査委員事務局に報告をし、特に指摘事項はなかったとのことでございます。

次に、監査事務局より、平成28年度の定期監査及び財政援助団体への監査結果が終了し、3月1日付で各関係者に報告し、役場前の掲示板に告示し、広く町民に情報提供を行うため、町報4月号に監査結果を掲載し、公表するとのことでございます。

続きまして、教育委員会部局に移り、まず、教育総務課からは、日出町奨学金支給条例の議案第19号について、新たに高等学校等に就学する者が入学準備に要する費用に充てるため、奨学金の支給ができるようにするためのもので、町長の意向を具現化した提案、制度設計であるということであり。高等学校等は、学校教育法に定義されているものを規定し、受給資格は就学する者の保護者が日出町在住、かつ収入の状況に照らし合わせて、経済的負担を軽減する必要があると認められる者を対象とし、詳細は規則に委任していると。奨学金の額は一時金として5万円を1回に限り支給することとしている。支給期間は規則で4月上旬としているが、29年度については、条例制定の関係で、4月下旬にずれ込む可能性もあり、また、偽り等の申請が判明した場合は返還することを盛り込んでいる。日出町奨学資金に関する条例については、日出総合高校の授業料に関するものであるが、国が既に無料化していることから、実質的に機能をしていないために、本条例制定に合わせて廃止することとし、給付までの流れは、奨学金受給資格認定申請書が教育委員会に提出され、審査した後、町長が認定したものについて、町から奨学金を支給する形としているとの説明を受け、委員から、奨学金はよいことだが、5万円という金額は少ないのでは、また、奨学金の使い道についての確認はするのかという問いに対し、金額については、現段階では判断ができかねない。また、領収書等の確認は考えていないとの答弁でございました。

それから、また、委員から、要保護者が対象となるのか、また、年間何人と予想しているのかという問いには、想定している人数は40人以内に見込んでおり、認定要件は所得だけであるの

で、要保護、準要保護の方たちも一部含まれると思われるということでもございました。

制度的には、授業料免除については、高等学校等就学支援金制度が設けられていて、低所得者への給付金制度として高校生等就学給付金制度があり、入学した後申請することで、所得の段階に応じて給付されるようになっていると。本奨学金制度は高校入学時に準備するものを購入するため等に使用していただくために支給する奨学金であり、こういった制度を補完する意味合いもある制度となっているとの説明を受けております。

委員からは、対象者への本制度の案内はどのような形で行うのかという質問がございました、決議後に案内することになっているため、今年度に限っては、中学校卒業生全員に郵送する方向で考えており、今後については、中学校に依頼して配布したいと考えているとの答弁でございました。

また、初めての取り組みであり、今後はこの取り組みについての調査を行うなどして、状況を見守っていくとのことでもございます。

次に、学校教育課からは、はじめに、コミュニティースクールについて、学習環境地域連携支援を行っており、先行実施した大神中学校が3年間の指定で始まり、指定期間を終えたが、引き続き取り組みをお願いしたと。他校も、次年度以降には3年を迎えることから、町全体で今後の検討を行うということでもございました。

また、地域の人の参加が少ないことが課題となっており、課題改善を行いながら取り組みを行っていくとのことでもございます。

次に、フレンドリー広場を教育支援センターに格上げし、週3日活動で不登校となっている子供たちの学校への復帰を目指しているが、まずはそういった子供たちの心の居場所を保障することにあると考えており、学校と連携をとりながら少しずつでも成果を出していきたいと考えているということでもございました。

また、新たに中学生を対象に学習支援の時間を設定しようとしており、午前中に自習のような時間を設け、相談員が支援するといった形で検討をしている。フレンドリー広場に来ていない子供の家庭にも、相談員を派遣するなどの拡充した取り組みにしたいと考えているということでもございます。

次に、スクールソーシャルワーカーについては、学校だけでは解決できないことについて関係機関と連携し、解決を図るためにコーディネーター的立場で社会福祉士の資格を持った方がいじめや不登校、問題を起こした生徒への対応や、医療職経験者のソーシャルワーカーについては、発達障がい児の相談にも既に対応しており、貧困対策などは福祉対策課と連携し対応していると。その方の勤務は週12時間で、一層充実した活動となるよう取り組んでいきたいとの説明を受け、委員から、虐待や貧困を見つけることが難しいのではないかと思うが対応策はどの質問に、要保

護児童対策地域協議会に児童相談所、警察も参加していることから、ソーシャルワーカーにも出席していただき、連携を図りながら取り組んでいると。また、日ごろから児童生徒と接する機会の多い教員が一番見つけやすいため、研修などに取り組んで、服のほころびなどの変化から早期に発見できるよう努めているとの答弁でございました。

また、説明以外に複数議員から、学校行事にかかわる町議会への対応について、現在学校単位で違うようだが、式典等で来賓紹介や案内、また、礼状等は廃止するなどし、学校側の負担軽減を図るよう意見が出されましたので、議会の関係機関の簡素化に向けて、議会改革委員会へ提案しております。

次に、生涯学習課からは、県内一周合同駅伝の結果、自治公民館、実践発表会開催スケジュールについて報告を受け、委員より、実践発表は一部のしか知らない状況にあることから、広く住民に周知したり、発表場所の検討、また、ふれあいセンターが地区公民館的な活動だけとなっているため、あり方についても検討したほうがよいのではという意見に対して、自治間発表については、公民館同士の切磋琢磨をしてもらうきっかけになるため、広く周知をしなければならないと考えていると。

また、ふれあいセンターの担当部署は総務課ではあるが、現在、地区公民館の補助的な役割も兼ねている状況でもあり、今後はふれあいセンターのあり方がどうあるべきかを検討していきたいとの答弁でございました。

次に、図書館からは、利用状況、活動状況の報告がございました。

また、新規の取り組みとして、図書館ミニ・コンサート、親子講演会、初心者向け読み聞かせ講演会等を実施しているとのことでございます。

また、図書館協議会委員の委員定数の10名に対して、現在7名となっており、あとの3名のうち、新たに図書館活動の推進に意欲を持つ方として、1名を現在公募中ということでもあります。ほか2名につきましては、読み聞かせ等の読書関係グループを考えているとのことでした。

また、委員から、図書館のコンセプトは決定したのかという問いには、子供から大人まで全ての町民が集い・学び・交流する場所として、文教の町にふさわしい交流と学びの拠点となることを基本理念とし、町民ニーズを取り入れながら、町民とともに育つ図書館づくりを目指すという考えのもとに役割を果たしていきたいということでした。

次に、文化振興室より、議案第26号日出町文化財保護条例の一部改正については、文化財保護法に文化的景観が加えられたため、必要な改正を行うものであると。

また、議案第33号日出町歴史資料館の設置及び管理に関する条例及び日出町帆足萬里記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、住所番地の変更を行うもの。この議案第

33号については、議案第26号の条例の一部改正を行う際に、関係条例等の見直し確認をした際に番地に誤りがあることが判明し、修正が必要となったためであるという説明でございました。

また、委員からは、方針を変更する旨の発言があったので、その状況説明を求め、いろいろと検討を重ねていく中で、日出町の歴史を語る上で、帆足萬里抜きに語ることはできないため、2階を帆足萬里記念館とした場合、階段を使用して2階へ足を運ぶ状況で、高齢者の方を考慮するとエレベーターなどの整備が必要となり、費用がかさむことなどから、1階に集中させよということで、内容としては、館長から、本館は日出町歴史資料館と帆足萬里記念館という2つの機能を持っており、資料館の一番大きな問題点は、年配者しか来館していないという点で、この問題を打開するために、現在両中学校と話を進めているが、中学校の子供たちの学びの資料を資料館が積極的に収集していくことを考えており、子供たちみずからが学びのあかしを自分たちで選んで、資料館に保存し、資料館はそれを受け取って閲覧できるようにし、卒業した若者が懐かしんで来館してもらえるような仕組みをつくることで、アーカイブズの意義を町民に理解してもらえることにつながると考えていると。展示の施設は主に帆足萬里記念館として1階に置き、2階は学術的な閲覧と卒業生たちが懐かしめることを目的とした展示室として考えており、今の建物からして、この修正案であれば、1階、2階の展示物がちぐはぐになることなく、2階をほとんど改修せずに済むことから、費用対効果が最も高いと考えられるとの説明がございました。

委員から、貴重な資料が多くあると思うが1階だけで展示することは可能かという問いに対しまして、これまでは壁面を有効利用できていなかったが、展示ケースを壁面につけることで、1.5倍のスペースを確保することができるという答弁でございました。

最後に、給食センターから3点ほど報告があり、1点目は、新年度、入園入学するアレルギー対応食を希望する保護者に、現在、校長先生、養護教諭が個別面談を行っている。

2点目は、3月15日に給食運営委員会を開催し、29年度の給食会計予算の承認をいただく予定で、予算額としては、1億4,800万を予定しているとのこと。

3点目は、3月16日に、新センター第2回建設検討委員会を開催し、その際に最有力候補地、次点候補地の決定まではこぎつきたいと考えているとのことでした。

以上、今期定例会において、福祉文教常任委員会に付託されました議案等の審査結果並びに所管各課の事務調査の報告といたします。

なお、当委員会は、閉会中に文化財の現地調査と所管各課の事務調査について、委員会を開催したいので、議会の承認をお願いいたします。

以上、福祉文教常任委員会の報告といたします。

○議長（白水 昭義君） 予算常任委員会委員長 土田亮治君。8番。

○予算常任委員長（土田 亮治君） それでは、予算常任委員会の御報告をいたします。

当委員会は、会期日程に従いまして、関係者出席のもと当委員会に付託されました議案16件について審査いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第1号平成28年度日出町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億143万7千円を減額し、補正後の予算総額を100億8,969万2千円とするものです。

歳出の主なものは、国の補正による空き工場拠点整備事業として、1億58万円。ふるさと寄附金、一般寄附金のまちづくり基金積み立て、2,129万6千円、土地売り払い収入による公共施設整備基金積み立て、1,875万8千円、日出中学校及び大神中学校空調設備整備事業にそれぞれ7,820万円と4,410万円。その他多くは事業終了等による減額、不用額などによる減額補正であります。

なお、防災施設整備事業5,551万1千円、空き工場拠点整備事業1億58万円、戸籍住民基本台帳費216万8千円、畜産・酪農収益力強化整備等対策事業6,849万4千円、清水ため池農業基盤整備促進事業810万円、日出中学校・大神中学校空調設備整備事業1億2,230万円が繰越明許費となっております。

歳入の主なものは、副所長官舎売り払い等土地売り払い土地建物貸付収入2,246万5千円、寄附金収入2,129万6千円の増額のほか、繰入金の減額、事業中止や未実施による歳出の減額に対する国・県の補助金等の減額補正となっております。

本議案は、旧豊岡ふれあいセンター分館除却費1千万円について、委員より、28年度当初予算で議決され取り壊しを決定したのに執行しないのか。事前説明、事前協議がない。陳情書の内容がどのようなもので、陳情者は誰か。町としての対応、方針はどうなっているのか等、多くの意見、質問があり、執行部より納得できる明確な答弁がないということなどから、反対多数で否決であります。

次に、議案第2号平成28年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、歳入歳出それぞれ1億3,633万8千円を減額し、補正後の予算総額を37億4,106万7千円とするものです。

歳出は、拠出金の減、決算見込みによる減額が主なもので、歳入は一般保険税繰入金の増の一方で、交付金等の減額が主なものです。

議案第3号平成28年度日出町簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ460万3千円を減額し、補正後の予算総額を2,017万円とするものです。

歳出は、人件費、工事請負費の減額、歳入は使用料の減及び歳出の減による繰入金の減少となっております。

議案第4号平成28年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入

歳出それぞれ2,580万4千円を減額し、補正後の予算総額を8億4,992万8千円とするものです。

歳出は、水質保全下水道事業費、一般管理費の減額。歳入は、歳出減少による繰入金の減額が主なものです。

なお、公共下水道事業補助分3,950万円、水質保全下水道事業1億460万円を繰越明許費、処理場運転管理業務委託料2億9,557万円を平成29年度から31年度までの債務負担行為としています。

議案第5号平成28年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ49万9千円を減額し、補正後の予算総額を3,701万4千円とするものです。

また、処理場運転管理業務委託料2,911万1千円を債務負担行為としております。

議案第6号平成28年度日出町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ156万4千円を減額し、補正後の予算総額を3,921万7千円とするものです。

また、処理場運転管理業務委託料3,033万4千円を債務負担行為としております。

議案第7号平成28年度日出町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。保険事業勘定は歳入歳出それぞれ2,784万6千円を減額し、補正後の予算総額を24億7,661万4千円とするものです。

歳出は、保険給付費や地域支援事業費の不用額及び決算見込みによる減額が主なものです。

歳入は、決算見込みによる国・県支出金等の減額となっております。

介護サービス事業勘定については、歳入歳出それぞれ144万4千円を減額し、補正後の予算総額を1,858万1千円とするものです。

歳出は、介護予防サービス計画作成委託費の減、歳入は歳出項目に関連する減額でございます。

議案第8号平成28年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてですが、歳入歳出それぞれ834万3千円を追加し、補正後の予算総額を2億9,975万1千円とするものです。

歳出は、保険料徴収額の増額及び保険基盤安定繰入金の確定等による広域連合納付金の増、歳入は保険料の増が主なものでございます。

ここまで、議案第2号から第8号の平成28年度特別会計補正予算7件については、全会一致で可決であります。

続きまして、議案第9号平成29年度日出町一般会計予算についてであります。当初予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4千万円と定めるもので、昨年度から1億8千万円、1.8%の増加となっております。安心のまちづくりの推進と活力あるまちづくりの推進を柱にした予算

編成というものです。

歳入は、主なものとして、自主財源である町税を2億1,048万8千円、地方交付税22億2千万円、国庫及び県支出金25億3,874万7千円、繰入金7億328万円を見込んでおります。

歳出の主なものは、新規事業を中心に報告申し上げます。

移住定住促進事業に1,296万2千円、うち、辺地等定住奨励補助金200万円を新設しております。

福祉避難所15カ所に開設支援120万円、日出やまとこども園など2園についての保育所等緊急整備事業に3億3,631万5千円、子供の医療費助成事業を拡充し、7,477万5千円、節塩推進プロジェクト事業290万円、食を生かした地域活性化事業に352万円、農林業の振興対策として、経営安定たい肥活用事業に200万円、水耕小ネギ栽培の強い農業づくり交付金事業9,297万5千円、日出産カボチャブランド化推進事業に163万6千円、水産振興に対する漁港診断として、水産物供給基盤機能保全事業に2,500万円、町道4路線の新規道路改良事業に2千万円、糸ヶ浜パークゴルフ場管理運営事業に1,364万4千円、糸ヶ浜海浜公園駐車場整備事業に2千万円、日出町奨学金支給事業200万円、スクールソーシャルワーカー活用事業に88万2千円等を計上しております。

その他中央公民館の空調設備更新工事等に6,394万6千円、川崎体育館の多目的トイレ工事費315万4千円、的山荘耐震診断等に2,293万9千円、歴史資料館の整備事業として、工事費3,514万9千円などが計上されております。

本議案は全会一致で可決であります。

次に、議案第10号平成29年度日出町国民健康保険特別会計予算についてですが、当初予算前年比7,789万2千円、2.0%増の歳入歳出それぞれ38億9,694万5千円とするものです。

増額の主な理由は、国保標準システムの導入に伴う基幹システム改修業務委託料及び共同事業拠出金の増によるものです。

歳入は、保険税収入5億4,051万円、国庫支出金8億9,849万5千円、退職被保険者療養給付費交付金7,628万円、前期高齢者交付金11億969万8千円、一般会計繰入金2億2,287万5千円等を計上しております。

歳出につきましては、保険給付費23億4,756万8千円、後期高齢者支援金3億6,380万6千円、共同事業拠出金8億9,880万7千円、保険事業費に4,048万1千円等を計上しています。

議案第11号平成29年度日出町公共下水道事業特別会計予算については、当初予算前年比

7,298万7千円、8.3%増の歳入歳出それぞれ9億4,871万9千円としております。増額の主な理由は、処理場の長寿命化耐震化に伴う委託費の増によるものです。

歳入は、区域外流入分担金74万8千円、受益者負担金621万4千円、下水道使用料2億1,900万円、国庫補助金1億7,550万円、県支出金63万6千円、下水道事業債2億3,410万円、一般会計繰入金3億1,179万9千円などとなっております。

歳出は、汚水管布設等の工事に伴う施設整備費として、9,865万7千円、日出町浄化センター機械濃縮設備設置委託費等に2億8,756万1千円、日出町浄化センター及び洲崎汚水中継ポンプ場維持管理費1億2,687万9千円、借入金の元利償還金として、3億9,620万円等を計上しています。

議案第12号平成29年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算については、当初予算の総額を歳入歳出それぞれ3,916万4千円とするもので、前年比165万1千円、4.4%の増です。

議案第13号平成29年度日出町農業集落排水事業特別会計予算については、当初予算の総額を歳入歳出それぞれ3,944万2千円とするもので、前年比133万9千円、3.3%の減です。

議案第14号平成29年度日出町介護保険特別会計予算についてであります。保険事業勘定の当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億154万2千円とするもので、前年比3,382万9千円、1.4%の増となりました。

歳入では、保険給付費及び地域支援事業費の財源として、第1号被保険者保険料5億1,705万3千円、国庫負担金4億2,450万8千円、調整交付金1億5,559万7千円、支払い基金交付金6億5,715万1千円、県支出金3億3,824万7千円などの計上があります。

歳出は、要介護認定事務費2,304万4千円、保険給付費23億4,700万6千円、地域支援事業費として、1億612万9千円などの計上となっております。

介護サービス事業勘定では、当初予算の総額を歳入歳出それぞれ2,191万8千円とするものです。昨年比189万3千円、9.5%の増となります。

歳入では、介護予防給付費収入を925万1千円、一般会計繰入金を1,266万5千円、歳出では、一般管理費1,810万8千円、介護予防サービス計画作成委託費の380万8千円を計上しております。

議案第15号平成29年度日出町後期高齢者医療特別会計予算についてですが、当初予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,404万8千円とするものです。前年比3,333万6千円、11.5%の増額です。

最後に、議案第16号平成29年度日出町水道事業会計予算については、収益的収入及び支出はそれぞれ4億1,027万9千円、資本的収入は1億2,950万5千円、資本的支出を3億585万6千円とし、不足する収入額1億7,635万1千円については、過年度分消費税及び

地方消費税、資本的収支調整額 2,117万8千円、当年度分損益勘定留保資金1億300万円と減債積立金5,217万3千円で補填するものであります。

議案10号から16号までの平成29年度特別会計予算7件は、全会一致で可決であります。

以上、予算常任委員会の報告とさせていただきます。

ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

議案第9号29年度の一般会計予算につきまして、自主財源である町税を2億というふうに読み上げたそうですが、正確には、28億1,048万8千円ということです。訂正をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（白水 昭義君） いいですか。

じゃあ、議会改革特別委員会委員長 川西求一君。6番。

○議会改革特別委員会委員長（川西 求一君） 議会改革特別委員会は、会期日程に従いまして、3月13日、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしましたので、その概要を御報告いたします。

今回、当委員会では、協議事項の優先課題としております議会中継の取り組みについて、これまでの検討、研修を行ってまいりました。そのまとめと今後の取り組みについて、委員間のそれぞれの確認を行ってまいりました。

その確認内容といたしましては、一つは、議会中継の配信方法はケーブルテレビとインターネットによる方法とする。議会中継の開始目途は、平成30年度6月定例会とする。この2点でございます。

また、課題の一つとして、情報伝達におけます地域間格差の解消など、これから行政情報の提供等の連携等、町執行部との協議をあわせ、行わなければならない、詳しい調査及び研修を今後も重ねていく必要があるのではなかろうかという確認も行ったところです。

また、さきの福祉文教常任委員長から若干の御報告がありました。学校行事にかかわる日出町議会への対応。この件につきまして、当委員会に協議依頼がありましたので、委員の皆さんにお諮りをして、意見聴取を行ったところです。その結果につきましては、全会一致をもちまして、それぞれの行事ごとに事務の簡素化、それから事務の負担減のため、学校側に対しましては、虚礼廃止等を求めていくことといたしました。その内容につきましては、今会期中の全員協議会において、委員皆様に御報告をさせていただいたところでございます。

なお、当案件につきましては、早速議会より教育長に早速御通知をしたいと思っております。詳しい内容については、割愛させていただきます。

以上、甚だ簡単ではありますが、議会改革の特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、当委員会は、閉会中に議会中継の取り組み、並びに議会活性化のための議会改革についてを議題として委員会を開催してまいりたいので、議会の御承認をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（白水 昭義君） 議会報編集特別委員会委員長 森昭人君。12番。

○議会報編集特別委員会委員長（森 昭人君） それでは報告申し上げます。

議会報編集特別委員会は、会期日程に従い、3月14日に委員会を開催し、今3月定例会の内容を報告する日出町議会報議会だより108号を発行するための原稿の割り当て、記事の割つけや写真、編集日程等を協議いたしました。

閉会中、議会だより108号を編集いたしたいので、議会の承認をお願いします。

○議長（白水 昭義君） 議会運営委員会委員長 熊谷健作君。14番。

○議会運営委員長（熊谷 健作君） 議会運営委員会は、議会6月議会の運営に向けての審議を閉会中に行う予定でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（白水 昭義君） 以上で、各委員会における審査結果の報告を終わります。

---

#### 委員長報告に対する質疑

○議長（白水 昭義君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） なければ、これで質疑を終わります。

---

#### 討論

○議長（白水 昭義君） これより討論を行います。討論はありますか。3番、阿部真二議員。

○議員（3番 阿部 真二君） 3番、阿部真二です。

議案第1号平成28年度日出町一般会計補正予算（第4号）について賛成討論を行います。

今議会中、本会議でも、本議案の2款1項6目15節について、議案質疑があり、予算委員会でも多くの意見、議論がありました。この案件は、数年前より担当部署と関係地区との間で何度も協議され、町、関係地区との合意の上、建物の取り壊しを行うこととなりました。

また、この予算は、平成28年度当初予算において、歳入では起債と一般財源をもって、歳出では工事請負費として提案され、ここにいる全議員全会一致で予算が可決されました。計画どおり執行されるものと思っておりましたが、執行されず、今議案ではこの予算を全て減額、削減するとあり、質疑、意見も多く、執行部に説明を求めました。しかし、提案する以前の手続、説明が賛同できるものではなく、予算委員会での採決では、委員長報告のとおり反対し、否決となりましたが、本日の全員協議会において、冒頭の町長の議会に対するスタンスに疑念を抱く場面も

ありましたが、町長より、建物を再度活用する場合、管理運営は地域にお願いすること、職員配置は行わないことを前提に関係地区と話し合いを行い、今後の方向を決めると明言されました。よって、本議案についての提案理由が理解できましたので、賛成いたします。

○議長（白水 昭義君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） ないようでございますので、これで討論を終わります。

---

### 採決

○議長（白水 昭義君） これより採決を行います。議案第1号平成28年度日出町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手なしです。議案第1号についての委員長の報告は否決されました。したがって、原案について採決します。議案第1号平成28年度日出町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。次に、議案第2号平成28年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第2号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成28年度日出町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第3号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成28年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第4号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成28年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第5号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成28年度日出町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第6号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成28年度日出町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第7号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成28年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第8号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成29年度日出町一般会計予算について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第9号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成29年度日出町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第10号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成29年度日出町公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第11号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成29年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第12号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成29年度日出町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第13号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成29年度日出町介護保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第14号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成29年度日出町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は

挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第15号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成29年度日出町水道事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第16号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号日出町特別職の職員で常勤のものの退職手当の額の算定に用いる給与月額の特例に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第17号については委員長の報告のとおり決定されました。

次に、議案第18号日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第18号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号日出町奨学金支給条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第19号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号日出町税条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第20号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号日出町税条例等の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第21号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号職員の給与等に関する条例等の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。訂正します。挙手多数です。したがって、議案第22号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号日出町普通河川取締条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第23号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号日出町使用料条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第24号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号日出町職員定数条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第25号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号日出町文化財保護条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第26号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号日出町都市公園条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第27号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号職員の育児休業に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第28号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第29号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号日出町行政組織条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第30号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号日出町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、議案第31号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号日出町まちづくり基金条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（白水 昭義君） 举手全員です。したがって、議案第32号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号日出町歴史資料館の設置及び管理に関する条例及び日出町帆足萬里記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長（白水 昭義君） 举手全員です。したがって、議案第33号については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号日出町水道事業及び日出町簡易水道事業等の統合を図るための日出町簡易水道事業の設置に関する条例等の廃止等についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長（白水 昭義君） 举手全員です。したがって、議案第34号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号第5次日出町総合計画についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長（白水 昭義君） 举手全員です。したがって、議案第35号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号町道の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長（白水 昭義君） 举手全員です。したがって、議案第36号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、同意第1号日出町固定資産評価審査委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立により行います。同意第1号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白水 昭義君） 起立全員です。したがって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第2号日出町職員懲戒審査委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決も起立により行います。同意第2号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白水 昭義君） 起立全員です。したがって、同意第2号については原案のとおり同意することに決定しました。

各常任委員長から、閉会中の所管事務調査などの申し出がありますので、お諮りします。

総務産業常任委員長から申し出の、閉会中に観光振興について並びに所管各課の事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任産業委員長から申し出の件は承認することに決定しました。

次に、福祉文教常任委員長から申し出の閉会中に文化財の現地調査並びに所管各課の事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、福祉文教常任委員会委員長から申し出の件は承認することに決定しました。

次に、議会改革特別委員長から申し出の、閉会中に議会中継及び議会活性化の取り組みを行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員長から申し出の件は承認することに決定しました。

議会報編集特別委員長から申し出の、閉会中に議会だより108号の編集を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、議会報編集特別委員長から申し出の件は委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

議会運営委員長から申し出の、閉会中に次回の議会運営の調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出の件は委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。平成29年度町村議会議長、副議長全国研修会が5月31日に東京都で開催さ

れますので、議長、副議長が参加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、平成29年度町村議会議長、副議長全国研修会に参加する件は承認されました。

ただいま議案2件が提出されました。議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1. 発委第1号

#### 追加日程第2. 発委第2号

#### 追加議案に対する趣旨説明

○議長（白水 昭義君） 追加日程第1、発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正について、及び追加日程第2発委第2号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項についてを上程し、一括議題といたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正についての趣旨説明をお願いします。議会運営委員会委員長 熊谷健作君。14番。

○議会運営委員長（熊谷 健作君） 発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正についての趣旨の説明を申し上げます。

先ほど可決されました議案第30号日出町行政組織条例の一部改正により、独立した子育て支援課が4月1日より設置されることとなります。本案は新たに設置される子育て支援課の所管を福祉文教常任委員会とする日出町議会委員会条例の改正案であります。

施行は行政組織条例の施行日に合わせて、平成29年4月1日としたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ議員各位の御理解をいただきまして、御賛同をお願いいたします。

○議長（白水 昭義君） 次に、発委第2号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項についての趣旨説明をお願いいたします。総務産業常任委員会委員長 森昭人君。12番。

○総務産業常任委員長（森 昭人君） 発委第2号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項について、趣旨説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で町長において専決処分ができる事項を議会の議決により指定するものであり、これまで全協等で議員の皆様にはお示しをしておりましたが、指定項目につきましては、お手元に配付いたしております書類に記載をいたしております。

議員各位におかれましては、本案の趣旨を理解いただきまして、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（白水 昭義君） 趣旨説明を終わります。

お諮りします。本日は日程の都合上、委員会付託を省略して、審議をいただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。会議室にお集まりください。

午前11時58分休憩

.....  
午前11時59分再開

○議長（白水 昭義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 追加議案に対する質疑

○議長（白水 昭義君） これより追加議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） なければ、これで質疑を終わります。

#### 討論

○議長（白水 昭義君） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

#### 採決

○議長（白水 昭義君） これより採決を行います。発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定をすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（白水 昭義君） 挙手全員です。したがって、発委第2号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで、議事日程の追加を議題としたいと思います。

追加日程第1、常任委員会委員長及び副委員長の互選について、追加日程第2特別委員会委員長及び副委員長の互選について、追加日程第3、議会運営委員会委員の辞任について、追加日程第4、議会運営委員会委員の選任についてまでの4件を日程に追加し、議題とします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1から追加日程第4までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として、議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1. 常任委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（白水 昭義君） 追加日程第1、常任委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題とします。

ただいま総務産業常任委員会委員長 森昭人君、副委員長 上野満君、福祉文教常任委員会委員長 金元正生君、副委員長 岡山栄蔵君、予算常任委員会委員長 土田亮治君、副委員長 川西求一君より辞任願の届け出がありました。

日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長は各委員会においての互選となっていますので、ただいまより各委員会において互選をお願いします。

互選が終わるまで、しばらく休憩いたします。

午後0時02分休憩

.....  
午後0時03分再開

○議長（白水 昭義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

総務産業常任委員会委員長に岩尾幸六君、副委員長に池田淳子君、福祉文教常任委員会委員長に岡山栄蔵君、副委員長に土田亮治君、予算常任委員会委員長に熊谷健作君、副委員長に上野満君、以上のとおり互選されました。

以上で、常任委員会委員長及び副委員長の互選を終わります。

---

### 追加日程第2. 特別委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（白水 昭義君） 追加日程第2、特別委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題とします。

ただいま議会改革特別委員会副委員長 岩尾幸六君より辞任願の届け出がありました。

日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議会改革特別委員会において副委員長の互選をお願いします。

副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩いたします。

午後0時04分休憩

.....  
午後0時05分再開

○議長（白水 昭義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副委員長の互選が終わりましたので、その結果を御報告します。

議会改革特別委員会副委員長に 阿部真二君。

以上のとおり互選されました。

以上で、議会改革特別委員会副委員長の互選を終わります。

---

### 追加日程第3. 議会運営委員会委員の辞任について

○議長（白水 昭義君） 追加日程第3、議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

ただいま、熊谷健作君、森昭人君、佐藤隆信君、土田亮治君、金元正生君の5名から、議会運営委員会委員の辞任願の届け出がありました。

お諮りします。熊谷健作君、森昭人君、佐藤隆信君、土田亮治君、金元正生君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、熊谷健作君、森昭人君、佐藤隆信君、土田亮治君、金元正生君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

---

### 追加日程第4. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（白水 昭義君） 追加日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長により指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員に、森昭人君、岩尾幸六君、熊谷健作君、佐藤隆信君、岡山栄蔵君の5名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名の方が議会運営委員会委員に選任されました。

これより議会運営委員会において、日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行います。

委員長及び副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩いたします。

午後0時07分休憩

.....  
午後0時08分再開

○議長（白水 昭義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を御報告いたします。

議会運営委員会委員長に森昭人君、副委員長に岩尾幸六君が互選されました。

以上で、議会運営委員会委員の選任を終わります。

---

### 閉会の宣告

○議長（白水 昭義君） 以上をもちまして、22日間にわたる本定例会に付議されました全ての議案が終了しました。

皆様方には、終始熱心に御審議をいただき、こうして閉会を迎えることができましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

町長初め、執行部におかれましては、議案審議を通じ、議員から多くの意見、要望が述べられましたが、その内容を尊重していただきまして、今後の町政に反映していただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、平成29年第1回日出町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、平成29年第1回日出町議会定例会

を閉会することに決定しました。

これで閉会します。どうも御苦労さんでございました。

午後0時10分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 3月17日

議 長 白水 昭義

署名議員 阿部 真二

署名議員 工藤 健次

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員